

第三十号議案

江戸川区が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例（平成二十四年十二月江戸川区条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる带状の車道の部分をいう。

第二条第二十三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第四条第一項中「停車帯」の下に「、自転車通行帯」を加え、同条第五項中

「の車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第六条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（自転車通行帯）

第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。

次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ

区分	第一級	第二級
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	六〇	六〇、五〇又は四〇
	五〇又は四〇	三〇

円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第十条第一項中「多い道路」の下に「（第三級及び第四級の道路を除く。以下この項において同じ。）で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」を加え、同条第二項中「歩行者の交通量が多い道路」の下に「で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」を加える。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十二条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第十五条第一項の表を次のように改める。

第三級	五〇、四〇又は三〇	二〇
第四級	四〇、三〇又は二〇	

第四十条中「第八条」の下に「、第八条の二第三項」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路の構造の技術的基準については、なお従前の例による。

（説明）

道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の改正に伴い、自転車通行帯に係る規定及び自転車道の設置要件を追加するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。